

広島県告示第千二百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年十二月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市黒瀬町津江字東後畑一八六の四・一八六の七・一八六の八・一八七・
二九〇の二・二九二の二・二九六の二・二九七の二・字後畑二九八の三・一三
〇八の二から一三〇八の四まで・一三〇九の二・一三〇九の四・一三〇九の五・一三二〇
の二・一三二九・字南後畑一三三七の三・一三四〇の五（以上十九筆国有林）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため